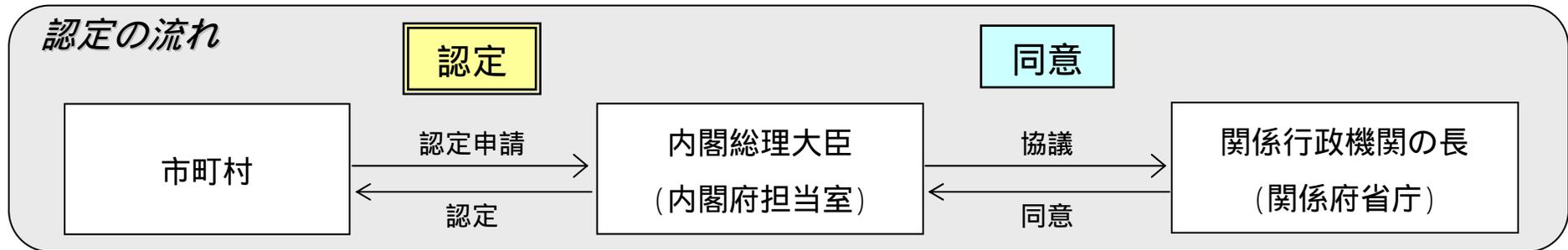


# 基本計画の認定基準



## 認定基準

**基本方針に適合**するものであること。

基本方針の該当部分に適合した内容であることが必要  
(第1章、第2章の4.、第3章、第9章、第10章、第11章)

<留意事項>

- ・ 中心市街地の要件への適合、区域の設定等に対する合理的な説明
- ・ 客観的、統計的なデータの分析に基づく目標の設定、事業の選択が必要
- ・ 準工業地域における大規模集客施設の立地の制限

当該基本計画の実施が**当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与**するものであると認められること。

基本計画の目標の達成のために必要な事業が記載されていることが必要

<留意事項>

- ・ 計画期間内に目標を達成するために、個々の事業がどの程度寄与するかを説明

当該基本計画が**円滑かつ確実に実施されると見込まれる**ものであること。

以下の点で判断

- ・ 事業等の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・ 事業等の実施スケジュールが明確であること

## 同意基準

所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性